

審査基準及び標準処理期間

所属名	総合政策環境部大学政策課
内線番号	4526

No.	項目	内容
①	処分名	公立大学法人の吸収合併認可
②	法令名	地方独立行政法人法
③	法令番号	平成15年7月16日法律第118号
④	根拠条項	第108条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(吸収合併)            第百八条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併(地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。)をしようとする場合には、吸収合併に関する地方独立行政法人の設立団体(以下この節において「関係設立団体」という。)は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>一 吸収合併後存続する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併存続法人」という。)及び吸収合併により消滅する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併消滅法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 吸収合併がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)</p> <p>三 吸収合併存続法人の定款の変更</p>
⑦	審査基準	公立大学法人の設立、定款の変更、開催及び合併の認可の基準
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) —
	経由期間	—
	協議機関	—
	当該処分機関	—
⑫	問合せ	大学政策課大学政策係(075-414-4526)
⑬	備考	